

「母子家庭の母等の雇用に係る政策減税」について

こども・家庭課

標記制度が平成 27 年度末に適用期限を迎えることから、下記により制度を継続することとしたい。

1 制度の継続（現行制度の延長）

母子家庭の母等の就業支援施策の一つとして継続する。

2 周知の徹底、効果の検証

現行制度について、周知の徹底を図り、政策としての効果を再度検証する。

1 制度の継続

現状と課題

○就業状況（出典：厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」）

- ・母子家庭の 80.6%、父子家庭の 91.3%が就業
- ・就業する母子家庭の母のうち、「正規職員・従業員」39.4%、「非正規職員」52.1%
- ・就業する父子家庭の父のうち、「正規職員・従業員」67.2%、「非正規職員」10.0%

○所得水準（出典：厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」）

- ・母子世帯の総所得は年間 243.4 万円で、「全世帯」の 45%、「児童のいる世帯」の 36%
- ・母子世帯の稼働所得は年間 179 万円で、「全世帯」の 45%、「児童のいる世帯」の 30%
- ・子どもがいる現役世帯のうち大人が一人家庭の 54.6%が年収 122 万円以下のいわゆる「貧困」の状態（相対的貧困率：54.6%）

（参考）非正規の職員・従業員の割合

男女計：35.2% 男：19.7% 女：54.5%

※非正規職員＝パート・アルバイト、派遣社員等

（出典：厚生労働省労働力調査（詳細集計）平成 24 年平均（速報））



○母子家庭の母等への就業支援の必要性

ひとり親家庭の親は子育てと生計の維持を一人で担わなければならないため、就業時間の制約があるなど就業面で不利な状況に置かれている。特に母子家庭の母は、結婚・出産後の離職等による就業経験の少なさ等により、低賃金で不安定な非正規雇用の者が多く、経済的にも非常に厳しい状況にあるため、より有利な就業に向けた支援施策が必要である。

《県が実施する母子家庭の母等に対する就業支援施策》

3つの方向から母子家庭等の就業を支援

① 就業支援（求職者と雇用者のマッチング）

就業支援員による求人開拓、無料職業紹介、就業相談等の一貫した就業サービスの提供

② 技能修得・資格取得等支援（求職者のスキルアップ）

就職に有利な技能習得・資格取得支援や学びなおしの支援を実施

③ 雇用促進（雇用者へのインセンティブ）

新たに母子家庭の母等を雇用した事業主に係る法人事業税又は個人事業税の減税を実施

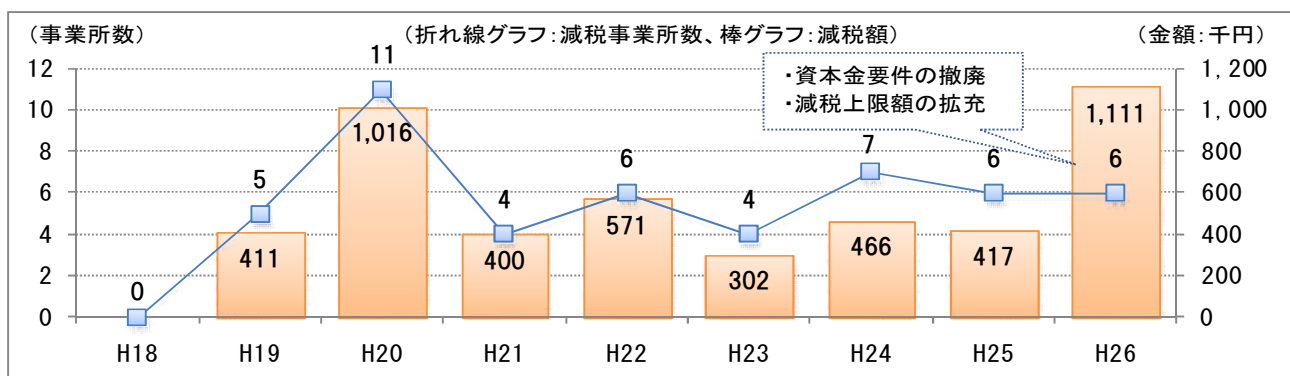
県で実施する他の施策とは異なり、事業主（雇用者）へ母子家庭の母等の雇用を働きかける施策であり、多面的なアプローチの手段の一つとして当該減税制度を継続する。

2 周知の徹底、効果の検証

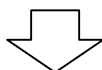
○就業支援施策としての位置付け

新たに母子家庭の母等を雇用した事業主に対して、法人事業税又は個人事業税の減税という優遇措置を設けることにより、母子家庭の母等の雇用促進及び母子家庭の母等の就業への理解の増進を図る施策である。また、母子家庭の母等のより有利で安定した就業を支援するという観点から、対象が利益法人等に限られる「減税」という手段による働きかけを行う。

○利用実績



平成 18 年度の導入から平成 26 年度までの年間平均利用件数は 5.4 件と低調であり、資本金要件の撤廃や減税上限額の拡充を行った平成 26 年度においても、前年度と利用件数が増えていないことから、周知方法及び政策減税としての効果を検証する必要がある。



○周知の徹底

①ハローワークへの周知

当該減税について、窓口での周知や助成金の利用法人等に対する周知を依頼

※特定就職困難者雇用開発助成金 H26 支給対象決定者数：436 人

②就業支援員による周知

事業所訪問時のチラシ配布・制度説明及び紹介状等送付時にチラシを同封する等により、事業主への周知を徹底

③母子家庭の母等に対する周知

円滑な申請のためにチラシやしおりの配布により、母子家庭の母等への周知を徹底

※当該減税の申請には、児童扶養手当証書の写しや個人情報の取り扱いに関する同意書等を対象となる母子家庭の母等から提出させて添付することが必要

○効果の検証

①アンケート調査の実施

減税制度の利用法人にアンケートを実施 (※H25~H27 当該減税利用 17 法人を対象)

②聞き取り調査の実施

制度周知を図る中で、事業主への聞き取り調査により、制度内容や手続きについての見直し等の検討を行う

現行制度を継続し、周知の徹底を図る中で効果の検証を進め、制度内容や手続きについて見直しを検討する。

政策減税（母子家庭の母等の雇用）による税収減額及び減税対象見込件数

こども・家庭課

現状による試算

○平成26年度特定求職者雇用開発助成金受給件数及び児童扶養手当受給率から対象事業所数を推計する。

母子家庭・父子家庭の別	助成金 受給件数 A	児童扶養 手当受給率 B	推計雇用事業所数 $A \times 0.8^* \times B$
母子家庭	432	63.1%	218
父子家庭	4	32.3%	1
計	436		219

※重複して申請した企業が約2割(長野労働局聞き取り)

○税務課資料から全事業所に対する課税対象事業所の割合、1件当たりの減税額を試算

区分	法人数	構成比(%) (a)	平均所得金額 (千円)	1件当たり減税額(千円)
全体数(法人)	39,064	100.0		各区分の所得の平均値 に税率を乗じた金額の1/2 (30万を上限)
利益法人数(法人)	9,876	25.2		
年所得400万以下	5,602	14.3	1,309	22
400超800以下	1,407	3.6	5,853	115
800超1,000以下	409	1.0	9,098	206
1,000超5,000以下	1,810	4.6	22,384	300
5,000超1億以下	336	0.9	69,659	300
1億超10億以下	298	0.8	266,986	300
10億超	14	0.0	2,030,260	300

● 減税対象見込件数及び減税見込額

区分	減税対象見込件数 $219 \text{件} \times \text{構成比(a)}$	1件当たり 減税額(円)	減税額(円)
年所得400万以下	31	22	682
400超800以下	8	115	920
800超1,000以下	2	206	412
1,000超5,000以下	10	300	3,000
5,000超1億以下	2	300	600
1億超10億以下	2	300	600
10億超	1	300	300
計	56		6,514